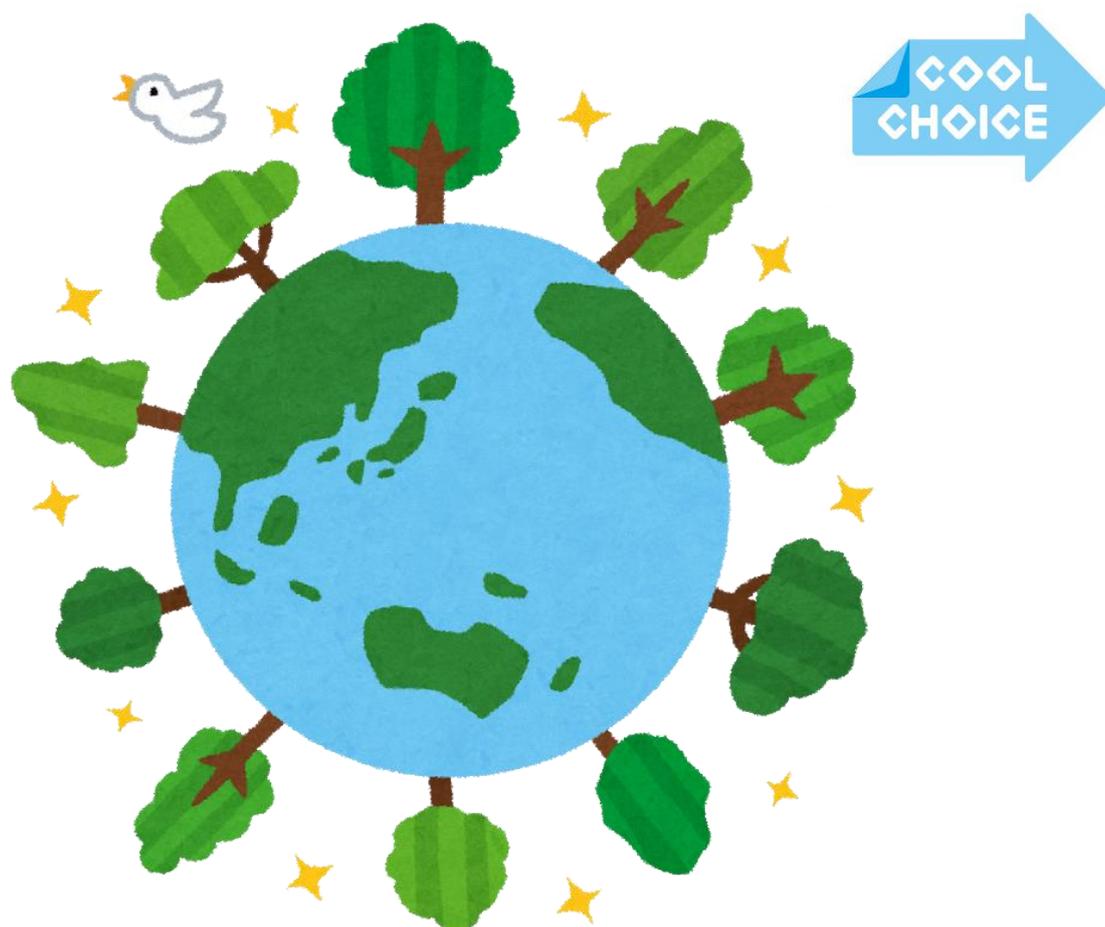

別府市地球温暖化対策率先実行計画

(第4期)



別府市生活環境部環境課

令和2年8月策定

(令和5年12月一部改訂)

目 次

第1章 第4期率先実行計画策定にあたって	
Ⅰ 計画策定の背景	1
Ⅱ 計画の位置付け	2
第2章 第3期率先実行計画の概要と実績	
Ⅰ 第3期率先実行計画の概要	3
Ⅱ 第3期率先実行計画の目標達成状況	3
Ⅲ 施設別の排出量	4
Ⅳ 燃料別の排出状況	4
Ⅴ 温室効果ガス排出量の推移	5
Ⅵ 温室効果ガス種類別の推移	6
Ⅶ コピー用紙使用枚数の実績	6
Ⅷ 水道使用量の実績	6
第3章 第4期率先実行計画について	
Ⅰ 第4期率先実行計画の概要	7
1 計画の基本的な考え方	7
2 計画期間	7
3 基準年度	7
4 削減目標	7
5 第3期計画の実績を踏まえた削減目標の考え方	8
6 削減目標を達成するために必要なこと	8
7 温室効果ガスの種類	9
8 その他の削減目標	9
9 対象とする事務事業の範囲	10
Ⅱ 職員一人ひとりが取り組むべき内容について	
1 具体的な取り組み	13
2 点検・推進体制	18
資料	
1 温室効果ガスの原因別の算出計数	24
2 温室効果ガス排出量の算定方法について	26
3 2013年度（基準年度）の温室効果ガス排出量	26
4 別府市環境施策の推進を図る組織に関する要綱	27

第1章 第4期率先実行計画策定にあたって

I 計画策定の背景

我が国では、2016年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比で26.0%削減することが示されています。

また、その削減目標のうち、地方公共団体の事務・事業に伴う排出の多くが該当する「業務その他部門」の排出量の削減の目安を約40%としており、別府市においても、温室効果ガスの排出量の削減に取り組むことが求められています。

近年の国際情勢としては、2015年12月に開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議」において、「パリ協定」が採択され、2020年度以降の地球温暖化対策に関する新たな国際的な枠組みが構築されました。「パリ協定」では、「平均気温の上昇を産業革命前と比較して2℃未満に抑える」、「今世紀後半には人為的な温室効果ガスの実質排出量を0にする」等の世界共通の長期目標を掲げています。

地方公共団体については、1998年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体の事務・事業に関する温室効果ガスの排出制御のための措置に関する計画を策定し、その実施状況を公表することが義務付けられました。

別府市では、自らの温室効果ガス削減の取り組みを推進するため、市が行う事務及び事業を対象に2002年に「別府市率先実行計画（第1期）」を、2008年に「別府市率先実行計画（第2期）」を、2013年に「別府市地球温暖化対策率先実行計画（第3期）」を策定しました。この計画を元に、各課にエコワーク推進員を配置して、温室効果ガスの排出を抑制するために燃料の使用及び電気使用量等の削減に取り組んできました。

また、2019年には市民・事業者・行政が一体となり温室効果ガス排出量の削減に取り組むための総合的な計画である「別府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

国の動向及び取り組み

1992年	気候変動に関する国際連合枠組条約を採択
1997年	京都議定書を採択
1998年	地球温暖化対策の推進に関する法律の制定
2015年	パリ協定を採択
2016年	地球温暖化対策計画を閣議決定

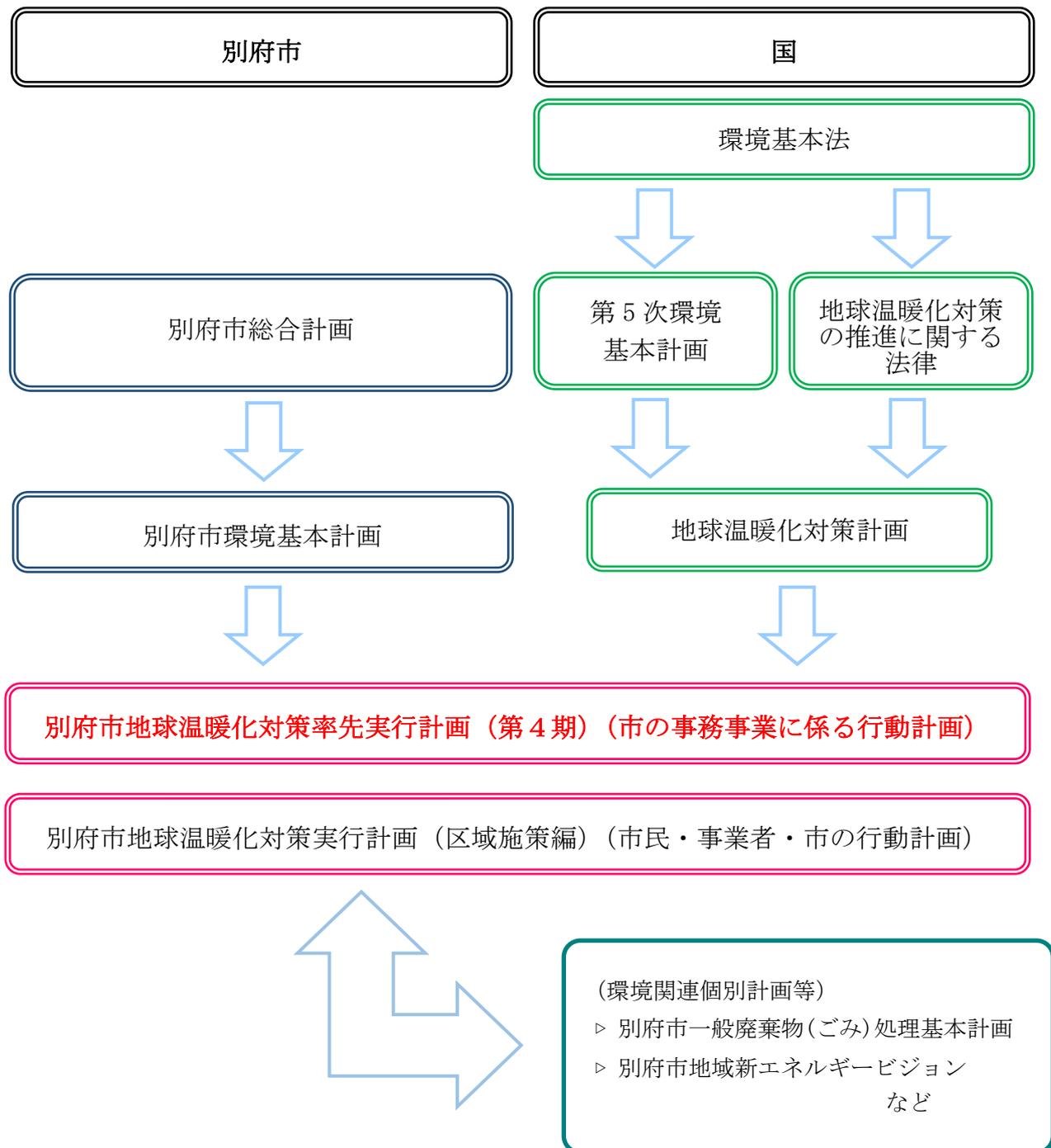
別府市の取り組み

2002年	別府市率先実行計画（第1期）
2008年	別府市率先実行計画（第2期）
2010年	改正省エネ法施行 （年1%のエネルギー効率改善の努力義務）
2013年	別府市地球温暖化対策率先実行計画（第3期）
2019年	別府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
2020年	別府市地球温暖化対策率先実行計画（第4期）

II 計画の位置付け

「別府市地球温暖化対策率先実行計画」は、地球温暖化対策を推進する法律によって策定が義務付けられている、温室効果ガスの排出を抑制するために職員一人ひとりが日々行っていく行動計画であり、市民・事業者・行政が一体となり温室効果ガス排出量の削減に取り組むための総合的な計画である「別府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」とともに本市の地球温暖化対策の根幹をなすものです。

別府市総合計画や別府市環境基本計画などの上位計画及びその他関連計画との整合性を図りながら、本計画に基づく地球温暖化対策の取組みを推進します。



第2章 第3期率先実行計画の概要と実績

I 第3期率先実行計画の概要

1 計画期間

2014年度（平成26年度）から2018年度（平成30年度）までの5年間

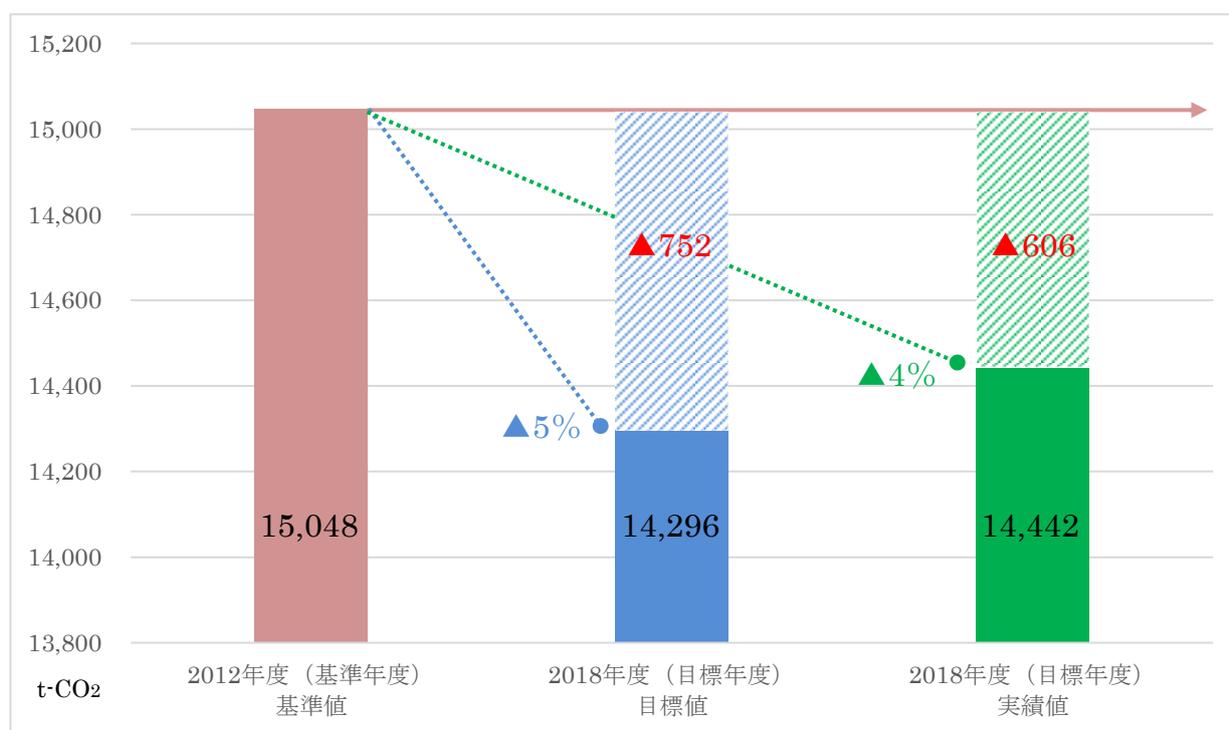
2 基準年度

2012年度（平成24年度）の実績（基準値：15,048 t-CO₂）

3 削減目標

2012年度（平成24年度）を基準として5%の削減（目標値：14,296 t-CO₂）

II 第3期率先実行計画の目標達成状況



第3期計画では、目標年度となる2018年度に、各種施設からの温室効果ガスの排出量を基準年度（2012年度：15,048 t-CO₂）の5%、752 t-CO₂削減するよう目標を定めて取り組んできました。

結果として、目標年度に606 t-CO₂（基準年度比4%）削減することができましたが、基準年度比で5%削減するという目標を達成することができませんでした。

Ⅲ 施設別の排出量

施設別では、第3期計画で改正省エネ法の特定対象施設として位置付けている施設（中央浄化センター、競輪場、本庁）で42t-CO₂（▲0.8%）、改正省エネ法の特定対象施設でないが排出量の多い施設（水道局、小・中学校・幼稚園、生涯学習施設）で173t-CO₂（▲2.9%）、その他施設で391t-CO₂（▲10.8%）の削減ができました。

対象施設	2012年度 (H24) 基準年度 排出量	2018年度 (H30) 目標年度 排出量	増減量	2012年度比 増減率
施設全体	15,048	14,442	▲606	▲4%
施設内訳 中央浄化センター、競輪場、本庁 ※改正省エネ法の特定対象施設として位置付けられている施設	5,549	5,507	▲42	▲0.8%
水道局、小・中学校、幼稚園、生涯学習施設 ※改正省エネ法の特定対象施設でないが排出量の多い施設	5,865	5,692	▲173	▲2.9%
上記以外の施設	3,634	3,243	▲391	▲10.8%

(単位：t-CO₂)

Ⅳ 燃料別の排出状況

燃料別では、都市ガスの使用量が約13%増加しています。

主な要因は、2017年度に幼稚園、小・中学校の全てにエアコンが設置され、その一部で都市ガスが使用されていることが増加の要因と考えられます。

温室効果ガス排出量の約8割を占める電気使用量は、2012年度比で約2.9%削減することができました。

これは、職員一人ひとりの日々の節電に対する心がけや施設設備の改修等により使用電力の効率化が図られたことが要因であると考えられます。

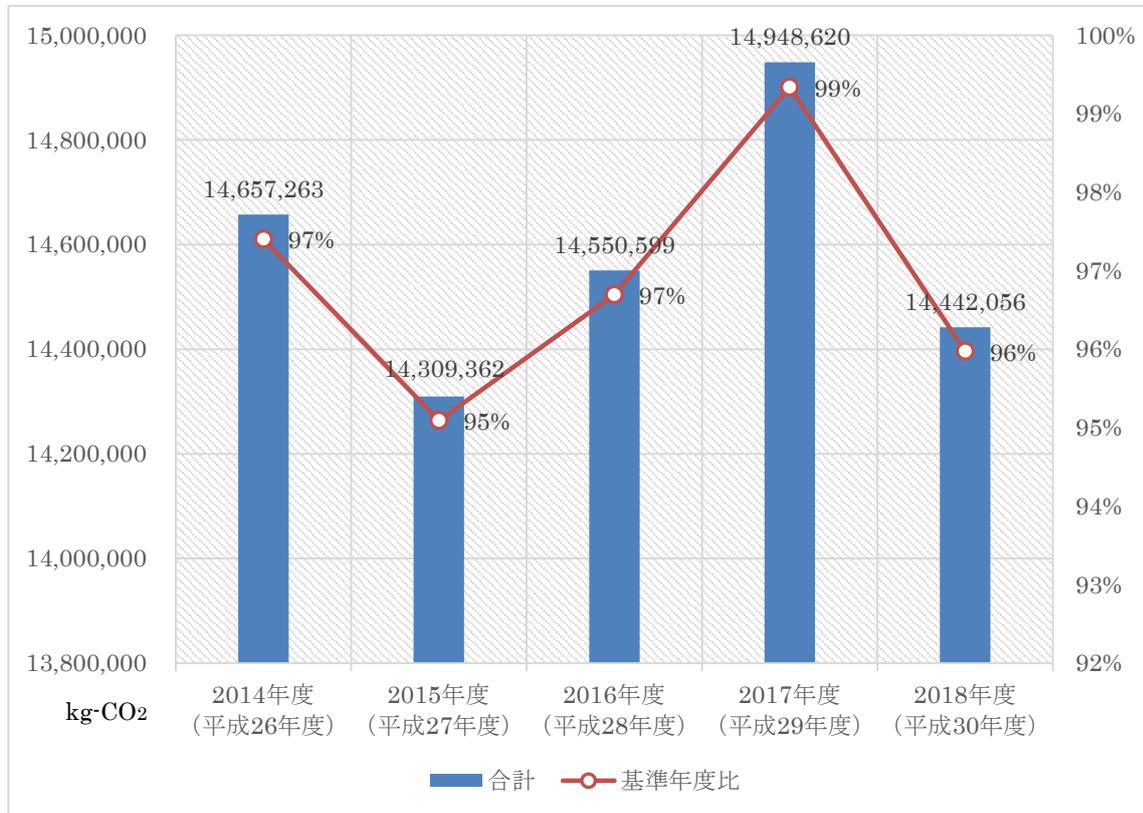
項目	2012年度 (H24) 基準年度 排出量	2018年度 (H30) 目標年度 排出量	排出 割合	2012年度比		
				増減量	増減率	
燃料の使用	ガソリン	278,416	249,534	1.73%	▲28,882	▲10.4%
	灯油	172,820	100,998	0.70%	▲71,822	▲41.6%
	軽油	294,540	211,416	1.46%	▲83,124	▲28.2%
	A重油	190,227	186,306	1.29%	▲3,921	▲2.1%
	液化石油ガス (LPG)	46,397	28,678	0.20%	▲17,719	▲38.2%
	都市ガス	706,170	797,838	5.52%	91,668	13.0%
	排出量の合計	1,688,570	1,574,770	-	-	-
電気の使用量	12,040,206	11,696,182	80.99%	▲344,024	▲2.9%	
熱の供給量	28,409	0	0.00%	▲28,409	0.0%	
車の走行量	11,398	9,455	0.07%	▲1,943	▲1.7%	
HFC-134a封入カーエアコンの使用	1,898	1,989	0.01%	91	4.8%	
一般廃棄物焼却量 (全量)	0	0	0.00%	0	0.0%	
うちプラスチック	0	0	0.00%	0	0.0%	
下水処理量	1,166,491	1,084,821	7.51%	▲81,670	▲7%	
し尿処理量	27,307	28,734	0.20%	1,427	5.2%	
浄化槽	81,828	46,106	0.32%	▲35,722	▲43.7%	
化学肥料中窒素量	1,932	0	0.00%	▲1,932	0.0%	
合計	15,048,039	14,442,056	100.0%	▲605,983	▲4%	

※四捨五入の関係で小計及び合計が合わない場合があります。

(単位：kg-CO₂)

V 温室効果ガス排出量の推移

2014年度以降の温室効果ガス排出量の推移を以下に示しています。2017年度の温室効果ガス排出量が高くなっている主な要因は、小・中学校の都市ガス使用量の増加、下水処理施設及び生涯学習施設の電気使用量の増加が要因であると考えられます。



項目		2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
燃料の使用	ガソリン	266,473	258,900	260,832	256,711	249,534
	灯油	158,471	132,316	111,253	125,853	100,998
	軽油	208,628	202,858	211,471	209,708	211,416
	A重油	188,368	172,167	166,564	168,005	186,306
	液化石油ガス (LPG)	32,494	24,196	20,498	21,222	28,678
	都市ガス	721,338	664,282	632,226	885,917	797,838
	排出量の合計	1,575,771	1,454,719	1,402,843	1,667,416	1,574,770
電気の使用量	11,855,009	11,625,270	11,932,099	12,043,285	11,696,182	
熱の供給量	0	0	0	0	0	
車の走行量	11,377	10,005	10,250	9,896	9,455	
HFC-134a封入カーエアコンの使用	2,067	1,963	2,015	2,041	1,989	
一般廃棄物焼却量 (全量)	-	-	-	-	-	
うちプラスチック	-	-	-	-	-	
下水処理量	1,115,890	1,120,203	1,120,115	1,137,438	1,084,821	
し尿処理量	27,338	27,439	27,002	27,739	28,734	
浄化槽	68,906	68,554	56,276	60,805	46,106	
化学肥料中窒素量	906	1,208	0	0	0	
合計	14,657,263	14,309,362	14,550,599	14,948,620	14,442,056	

※四捨五入の関係で小計及び合計が合わない場合があります。

(単位：kg-CO₂)

VI 温室効果ガス種類別の推移

2014年度以降の温室効果ガス種類別の推移を以下に示しています。温室効果ガスの排出割合の約9割は燃料の燃焼で発生・排出されるエネルギー起源二酸化炭素になります。

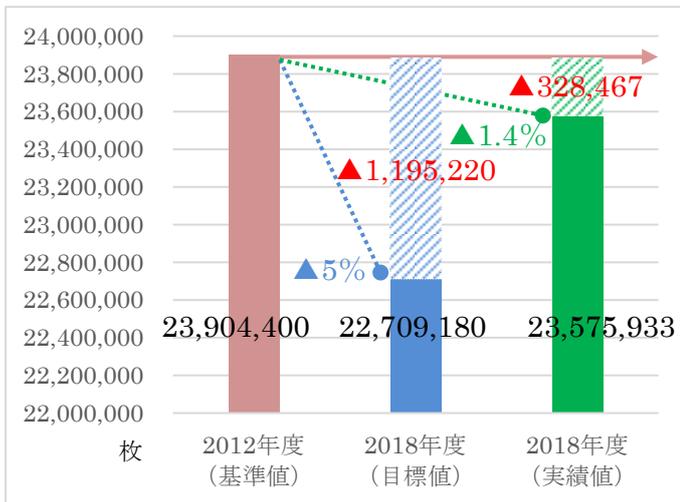
温室効果ガス種類	2014年度 (平成26年度)	排出 割合	2015年度 (平成27年度)	排出 割合	2016年度 (平成28年度)	排出 割合	2017年度 (平成29年度)	排出 割合	2018年度 (平成30年度)	排出 割合
二酸化炭素	13,430,781	91.6%	13,079,989	91.4%	13,334,942	91.6%	13,710,702	91.7%	13,270,951	91.9%
メタン	367,124	2.5%	368,111	2.6%	359,974	2.5%	368,084	2.5%	345,182	2.4%
一酸化二窒素	857,292	5.8%	859,299	6.0%	853,669	5.9%	867,794	5.8%	823,934	5.7%
ハイドロフルオロカーボン	2,067	0.0%	1,963	0.0%	2,015	0.0%	2,041	0.0%	1,989	0.0%

(単位：kg-CO₂)

VII コピー用紙使用枚数の実績

コピー用紙の使用枚数は基準年度比で5%削減に取り組んできました。

結果として、1.4%削減で目標を達成することはできませんでした。今後も引き続き、裏面の有効活用、両面印刷の推進、電子メールやガルーン掲示板等の活用及びペーパーレス会議システム用タブレットの活用といった電子化の推進を図る必要があります。



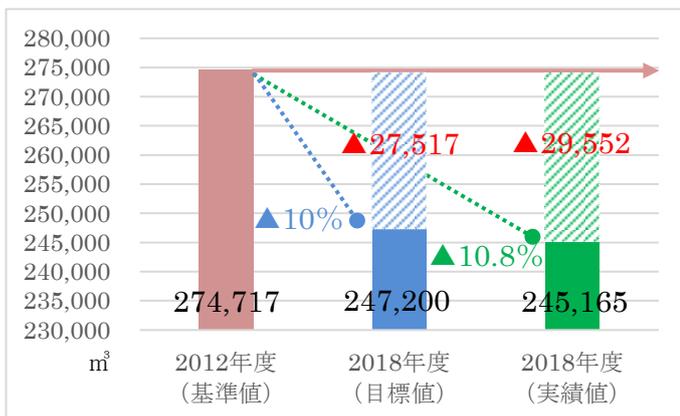
コピー用紙使用枚数の推移

年度	コピー用紙 (A4換算)	
	使用枚数	基準年度比増減率
平成24年度 (基準年度)	23,904,400	-
平成26年度 (2014年度)	25,325,172	▲5.9%
平成27年度 (2015年度)	26,133,506	▲9.3%
平成28年度 (2016年度)	26,512,257	▲10.9%
平成29年度 (2017年度)	24,766,673	▲3.6%
平成30年度 (2018年度)	23,575,933	▲1.4%

VIII 水道使用量の実績

水道使用量は基準年度比で10%削減に取り組んできました。

結果として、水の使用量は10.8%削減することができ目標を達成することができました。



水道使用量の推移

年度	水道使用量	
	使用量	基準年度比増減率
平成24年度 (基準年度)	274,717	-
平成26年度 (2014年度)	267,319	▲2.7%
平成27年度 (2015年度)	244,130	▲11.1%
平成28年度 (2016年度)	271,889	▲1.0%
平成29年度 (2017年度)	235,001	▲14.5%
平成30年度 (2018年度)	245,165	▲10.8%

第3章 第4期率先実行計画について

I 第4期率先実行計画の概要

1 計画の基本的な考え方

国の「地球温暖化対策計画」では「日本の約束草案」に基づき、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度における温室効果ガスを2013年度比26.0%削減の水準にすることを目標としており、このうちエネルギー起源二酸化炭素を2013年度比25.0%削減することを目標としています。

また、本市が2019年度に策定した別府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）との整合性を図る必要があることから、本計画では中長期的な目標年度を国と同水準の2030年度とし、2013年度比25.0%削減を最終的な目標として取組みます。

本計画の計画期間については、国の水準に合わせれば2030年度までの12年間となりますが、目標達成状況等についての計画内容の見直しを含めた中間評価を行う必要があるため本計画の計画期間は6年間の2024年度までとし、削減目標は2013年度比15%削減とします。

2025年度以降については、2013年度比25.0%削減を達成するために中間評価等に応じて、具体的な取り組み内容等の見直しを行います。

2 計画期間

2019年度（令和元年度）から2024年度（令和6年度）までの6年間

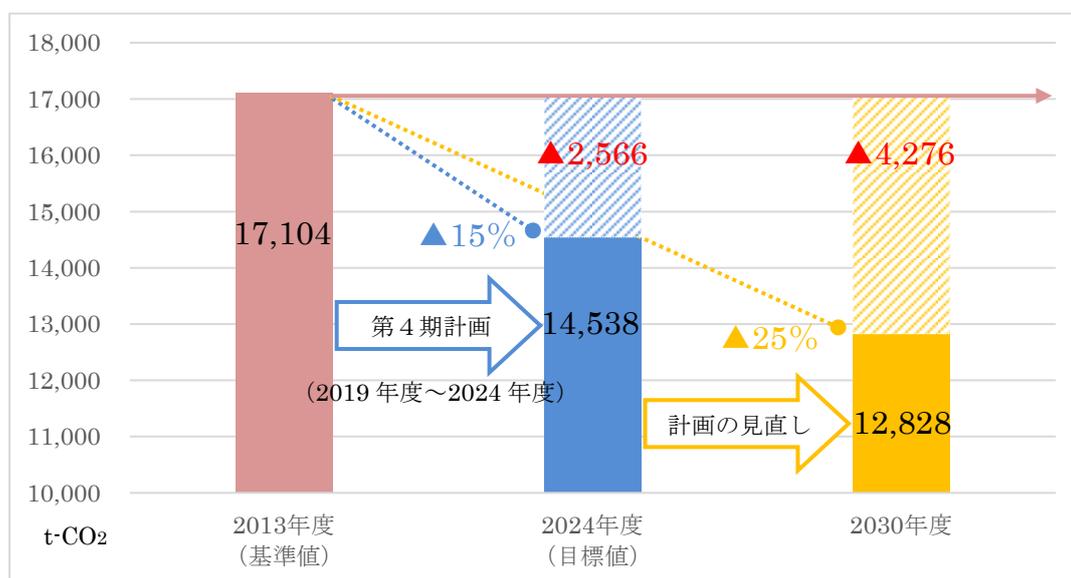
3 基準年度（※基準値の算出方法についてはP26参照。）

2013年度（平成25年度）の実績（基準値：17,104 t-CO₂）

4 削減目標

2013年度（平成25年度）を基準として15%の削減（目標値：14,538 t-CO₂）

※ただし、第3期計画の実績を踏まえた場合の実質的な削減率は11%（次頁参照）

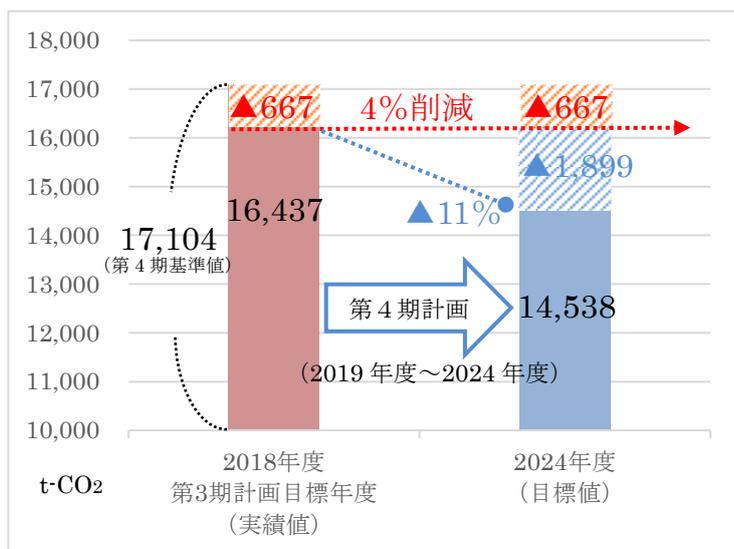


5 第3期計画の実績を踏まえた削減目標の考え方

第3期計画の目標年度である2018年度の燃料使用及び電気の使用量等を2013年度時点の排出係数で再計算した結果、2018年度の排出量は16,437t-CO₂になります。

これは、第4期計画の基準値（2013年度：17,104t-CO₂）に対して、第3期計画終了時点で6,677t-CO₂（基準年度比4%）削減できていることになります。

そのため、第4期計画の削減目標である2013年度を基準として15%の削減目標を達成するためには実質11%の削減となります。



項目	単位	2018年度 使用量	2018年度 排出量 (kg-CO ₂)	
燃料の使用	ガソリン	L	107,481	249,534
	灯油	L	40,570	100,998
	軽油	L	81,786	211,416
	A重油	L	68,757	186,306
	液化石油ガス (LPG)	Kg	9,562	28,678
	都市ガス	m ³	369,369	797,838
排出量の合計	-	-	1,574,770	
電気の使用量	kwh	22,278,441	13,656,684	
熱の供給量	MJ	0	0	
車の走行量	Km	1,252,607	9,167	
HFC-134a封入カーエアコンの使用	台	153	2,188	
下水処理量	m ³	15,934,500	1,110,316	
し尿処理量	m ³	26,451	32,459	
浄化槽	人	2,362	51,029	
化学肥料中窒素量	t	0	0	
合計	-	-	16,436,613	

目標達成の見通しについては、第3期計画の5年間で4%削減（年平均1.3%）であったことを鑑みると、第4期計画の6年間で11%削減（年平均1.8%）することは容易ではなく、後記に示している取り組みが特に重要になると考えられます。

6 削減目標を達成するために必要なこと

本市の温室効果ガスの排出量の約8割は電気の使用によるものです。電気を使用することで温室効果ガスを直接的に発生させることはありませんが、電気を供給するために発電している火力発電所における燃料の使用により大量の温室効果ガスを発生させることになります。本計画で掲げた2013年度を基準として15%削減という目標を達成するためには、本市で最も排出割合の高い電気の使用量を抑えることが重要になります。

これらのことを念頭に置き、職員一人ひとりが節電を含めた高い省エネ意識を持つことが大切です。

また、温室効果ガス排出量の高い施設については、照明設備、空気調和機設備、空調用ポンプ等の適正な運転管理、計測・記録、保守・点検をマニュアル化したエネルギー管理標準を定め、エネルギーの使用の合理化を図ることも重要になってきます。

7 対象となる温室効果ガス等

温室効果ガスの種類	本計画	性質	本市の発生例	地球温暖化係数
CO ₂ 二酸化炭素	対象	代表的な温室効果ガス	燃料の使用 電気使用等	1
CH ₄ メタン	対象	天然ガスの主成分で常温で気体	自動車の走行 下水処理等	25
N ₂ O 一酸化二窒素	対象	数ある窒素酸化物の中最も安定した物質	自動車の走行 下水処理等	298
HFC ハイドロフルオロカーボン類	対象	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン	カーエアコンの使用	12～14,800
PFC ハロフルオロカーボン類	対象外	炭素とフッ素だけからなるフロン	※半導体の製造プロセス等	7,390～17,340
SF ₆ 六フッ化硫黄	対象外	硫黄の六フッ化物	※電気の絶縁体等	22,800
NF ₃ 三フッ化窒素	対象外	窒素とフッ素からなる無機化合物	※半導体の製造プロセス等	17,200

※PFC、SF₆、NF₃については、別府市の事務事業としては該当なしのため対象外とします。
 ※地球温暖化係数とは、温室効果ガスの温暖化をもたらす程度を、二酸化炭素を1としたときの係数で数字が大きくなるほど、温暖化に与える影響が大きいこととなります。

8 その他の削減目標

第4期計画でも温室効果ガス排出を削減する取り組みとして、水の使用量及びコピー用紙の使用量を2018年度比5%削減に取り組むこととします。



9 対象とする事務事業の範囲

※本市が実施するすべての事務事業を対象とします。

ただし、外部への委託や指定管理者制度等により実施する事務事業は受託者に対して温室効果ガスの排出の削減等のために必要な措置を講ずるよう要請することで対応するものとします。

※所管する施設等がなくてもコピー用紙の使用または水道の使用がある課等については対象とする事務事業の範囲に含まれます。

※対象施設等は組織・機構の見直しに合わせて増減することがあります。

部局等	所管課名	所管する施設等
総務部	総務課	本庁舎
	職員課	
	契約検査課	
	市民税課	
	資産税課	
	債権管理課	
企画戦略部	総合政策課	お試し移住施設（フロムーン、田の湯ベース）
	財政課	
	情報推進課	
観光戦略部	観光課	関の江海水浴場
		十文字レストハウス（トイレ）
		みゆき坂展望台公園
		駅前モニュメント手湯
		志高湖野営場
	温泉課	鶴壽泉
		熱の湯
文化国際課		
経済産業部	産業政策課	竹細工伝統産業会館
		公設地方卸売市場
		まちなか交流館
	農林水産課	由布登山口トイレ
		市営農園休憩施設
		市営ザボン園
		内成地区交流施設
公営事業部	公営競技事務所	別府競輪場
		別府競輪場選手宿舎
		競輪温泉
		ふれあい会館

部局等	所管課名	所管する施設等
生活環境部	市民課	出張所（南部、朝日、亀川）
		男女共同参画センター
	人権同和教育啓発課	人権啓発センター
	環境課	野口原墓地
		野口原墓地以外の墓地
		清掃事務所
		リサイクル情報センター
		リバーサイドオアシス春木苑
春木川ふれあい交流センター		
保険年金課	南畑不燃物埋立場	
福祉共生部	福祉政策課	亀川平道納骨堂
	ひと・暮らし支援課	
	障害福祉課	
	高齢者福祉課	野口原ゲートボール場
	子育て支援課	保育所（中央、内竈、鶴見）
		児童館（南部、北部、西部）
いきいき健幸部	健康づくり推進課	湯のまち けんこうパーク
建設部	都市政策課	
	都市整備課	古市町公衆トイレ
		石垣背後地コンセント
	公園緑地課	南立石緑化植物園（みどりの相談所）
		神楽女湖現場事務所
		市内公園
	施設整備課	
	道路河川課	道路街灯
建築指導課		
共創戦略室	秘書広報課	東京事務所
	自治振興課	
	公民連携課	
	防災危機管理課	
その他部局	広域圏事務局	
	会計課	
	議会事務局	
	監査事務局	
	選挙管理委員会事務局	
	農業委員会事務局	

部局等	所管課名	対象となる施設等
消防	消防	消防署
		出張所（浜町、朝日、亀川）
		消防団（17分団）
教育部	教育政策課	市立幼稚園（14校）
		市立小学校（14校）
		市立中学校（8校）
	学校教育課	教育相談センター
		学校支援センター
	社会教育課	別府市公会堂
		野口ふれあい交流センター
		北部地区公民館
		西部地区公民館
		中部地区公民館
		南部地区公民館
		朝日大平山地区公民館
		市立図書館
		サザンクロス
		美術館
少年自然の家おじか		
浜田温泉資料館		
スポーツ健康課	学校給食共同調理場	
上下水道局	総務課	上下水道局（中央浄化センター中継ポンプ場を含む）

II 職員一人ひとりが取り組むべき内容について

温室効果ガスを削減していくためには、職員一人ひとりが省エネ意識を持ち日々取り組んでいくことが大切です。

また、省エネ設備の導入、省エネ機器への転換、省エネルギー診断の活用及び物品購入については、別府市グリーン購入調達方針に基づき省エネタイプのものや環境負荷の少ないものを取り入れていく必要があります。

1 具体的な取り組み

本計画で掲げた削減目標を達成するために、各職場が下記の取り組みを行っていきます。

(1) 日々の取り組み（毎月チェック）

[電気使用量の削減]

取組	内容
電気使用 (照明)	<ul style="list-style-type: none">・ 市民サービスや業務等に支障のない範囲で不要な照明は消灯する。(廊下、会議室、コピー室、更衣室、倉庫、トイレ等)・ 時間外勤務を行う場合は当該職場のみ点灯する。
電気使用 (照明以外)	<ul style="list-style-type: none">・ パソコン、コピー機、プリンター等を省エネモードに設定し、ピークシフト機能を活用する。・ 業務に関係のない電気機器は撤去する。・ 印刷枚数が20枚を超える場合には印刷機を活用する。・ 3階程度の昇りまたは、降りは原則、階段を利用する。・ 温度管理（冷房時28℃、暖房時20℃）を徹底する。・ クールビズ、ウォームビズ等を積極的に行う。

[燃料の削減]

取組	内容
公用車等の 適正使用	<ul style="list-style-type: none">・ エコドライブを徹底する。(急発進、急加速、急ブレーキ)・ アイドリングストップを徹底する。・ 近距離移動では徒歩もしくは、二輪車を使用する。・ 通勤時等、可能な限り公共交通機関を利用する。 (県が推進するノーマイカーデーやエコ通勤への参加)
ガス機器の 適正使用	<ul style="list-style-type: none">・ 温度、使用時間の管理を徹底する。

[用紙・水使用量の削減]

取組	内容
用紙の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内LANの活用やペーパーレス会議システム用タブレットを活用し、ペーパーレス化を推進する。 ・ 両面コピー、裏紙利用を徹底する。 ・ パンフレット、印刷物作成等における紙使用量を削減する。
水の使用量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食器類の洗浄または歯磨きをする際は節水に努める。 ・ 公用車の洗車では溜め水を使用する。

[3Rの取り組み]

取組	内容
ごみの減量 (リデュース)	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイ箸やマイバッグを使用し、庁内に私用ごみを極力排出しない。
再利用 (リユース)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務用品の長期使用に努め、故障時は修理に努める。 ・ 不要備品等は庁内LAN等による掲示を行い再利用に努める。
再生利用 (リサイクル)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃ごみ、不燃ごみ、かん・ビン・ペットボトルは適切に分類する。

(2) 施設管理、設備導入等の取り組み(6ヶ月に1回チェック)

取組	内容
建築又は 改修時の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の建築または更新に当たっては、省エネ設備機器の導入や転換に努め、周辺の自然環境や景観、歴史的環境などの地域環境の保全に十分配慮するよう努める。 ・ 建築物においては自然採光や自然換気、通気などの活用を図る。 ・ ボイラー等ばい煙発生施設の設置に当たっては灯油、LPG、LNG等の環境への負荷がより少ない燃料を使用する機種を導入に努める。
施設の適正 管理(照明)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人感センサー対応型の照明器具の拡大を図る。 ・ LED電球等の省エネ型照明の拡大を図る
施設の適正 管理 (照明以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高効率なOA機器、家電製品、空調機、給湯等の省エネ設備機器への転換を図る。 ・ 温度管理(冷房時28℃、暖房時20℃)を徹底する。 ・ 空調機器の定期的な清掃や管理に努める。
その他の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車の更新時にはクリーンエネルギー自動車、低燃費かつ低排出ガス車の導入に努める。 ・ 節水機器の導入に努める。 ・ 壁面または屋上緑化等の計画的な推進に努める。 ・ 省エネルギー診断の活用を努める。

(3) 環境に配慮したイベント開催の検討

市が主催するイベントの開催に当たっては以下の具体例を参考に、環境に対する負荷の低減を検討することとします。

【具体例】

ア 室内での温度管理の徹底

- ・ 冷暖房の温度管理、それに伴うクールビズ、ウォームビズの励行を徹底します。

イ 既存施設・設備の利用、物品の再利用

- ・ 既存の施設・設備を優先的に利用します。
- ・ 展示用品や看板等はある限り既存のものを活用します。

ウ 印刷物の削減

- ・ チラシやポスター、資料等は印刷に頼らず、ホームページやメールなどの電子情報、テレビやラジオなどのメディア媒体を活用した広報活動を行います

エ 公共交通機関の利用

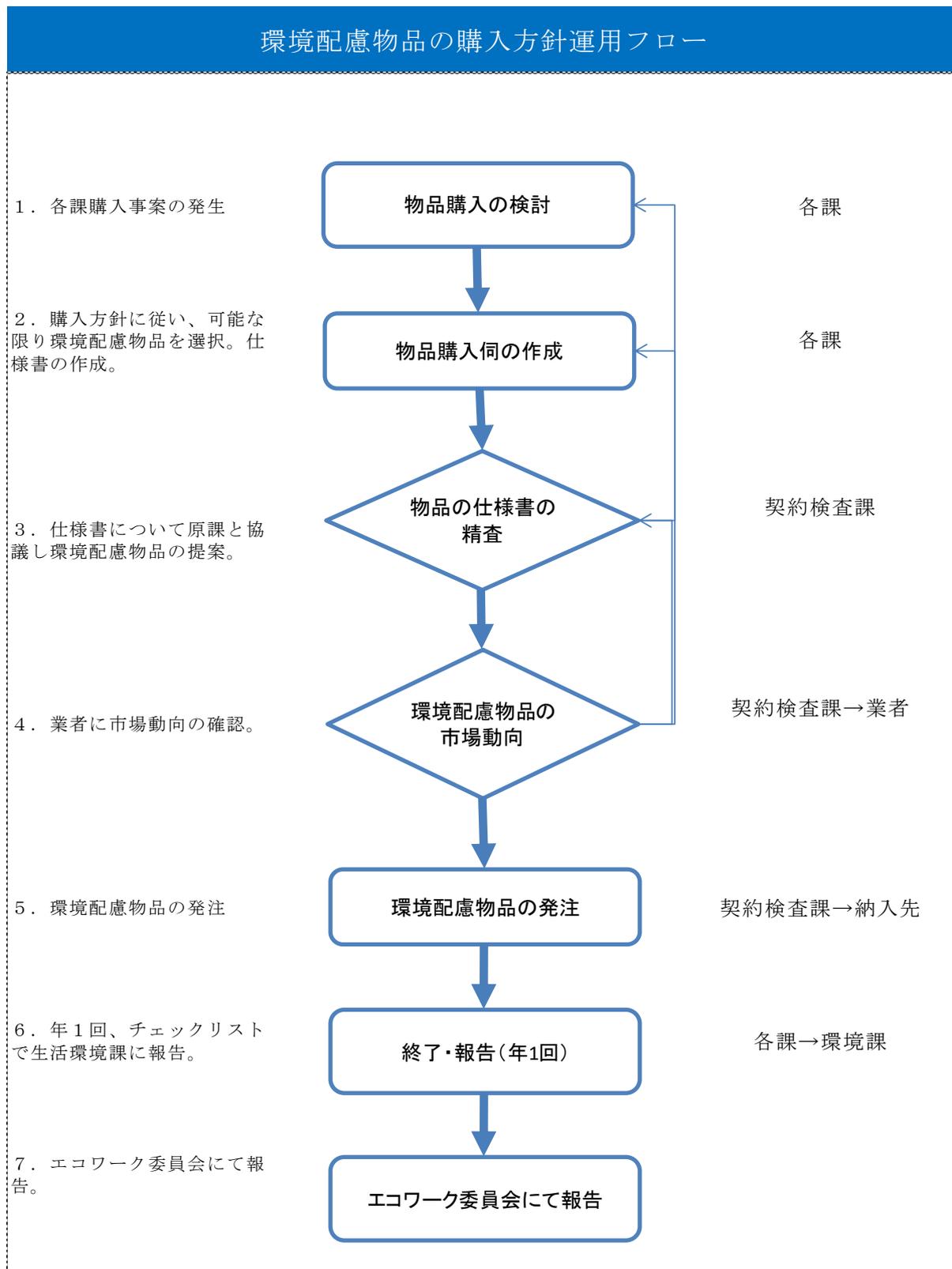
- ・ 参加者に公共交通機関の利用、自家用車の乗り合い、徒歩や自転車での来場を呼びかけます。

オ 3Rの推進

- ・ 参加者にはマイバッグ、マイ食器の持参を呼びかけます。
- ・ リユース容器の使用に対応できるよう出展者等に呼びかけます。
- ・ 参加者にごみの持ち帰りを呼びかけます。
- ・ 会場にごみ箱を設置する場合には可燃ごみ、不燃ごみ、缶・ビン・ペットボトルに分類できるよう配慮します。

(4) 物品調達に関する取り組み

グリーン購入を計画的に推進するため、特定調達品目一覧に基づき、下記フローに従い、環境負荷の少ない物品等（環境物品）の購入を図ります。なお、下記フローは市長部局での対応を想定しておりますので、教育部、上下水道局では契約検査課に代わりそれぞれの担当課となります。



(5) 環境ラベルの活用

グリーン購入を推進するため、環境ラベルの各種情報を活用して、環境物品の購入を行います。

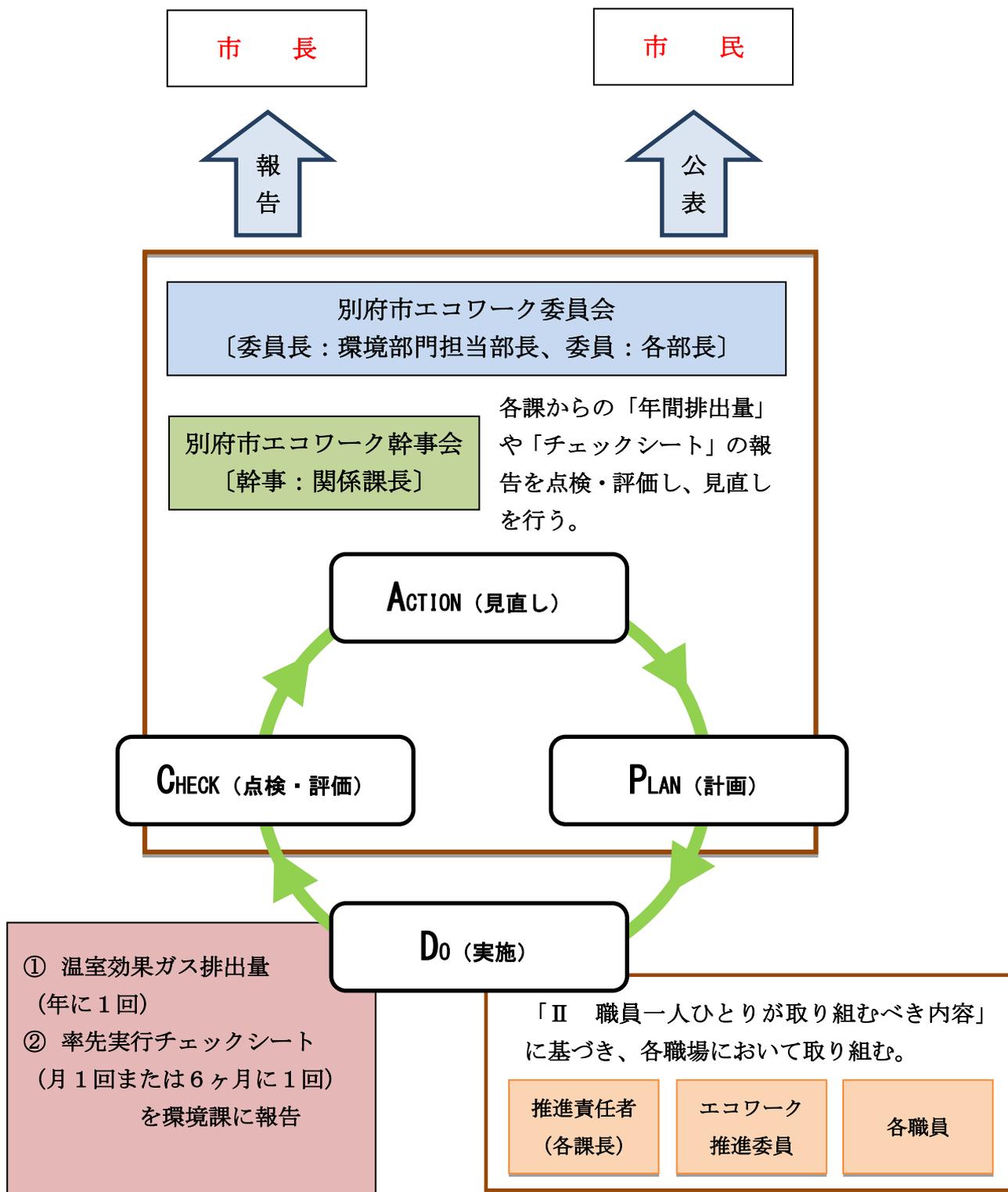
環境ラベル一覧（個別ガイドラインで指定しているもの）

ラベル	種別〔運営団体〕	概要・特色
	グリーン購入法適合（マーク） 〔環境省〕	環境省が国や自治体で推進するグリーン購入について規定した法律。一般企業も努力するよう記載されている。認定機関はなし。
	エコマーク〔(公財)日本環境協会〕 (環境問題の解決を目指して調査、研究、普及啓発等を行う環境省所管の公益法人)	ISOタイプⅠ環境ラベル(第三者認証)規格(ISO14024)に準拠する我が国唯一の制度 様々な環境影響をライフサイクル全体に亘って考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度。幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準を設定
	国際エネルギースタープログラム 〔経済産業省〕	パソコンなどのオフィス機器の待機時における消費電力に着目した制度 米国、日本等が協力して実施している国際的な制度。(日米で同一の基準を採用)
 グリーンのみ	省エネラベリング制度 〔経済産業省〕	機器使用時のエネルギー消費効率に着目 省エネ法に基づく省エネ基準をどの程度達成しているかをマークで表示する制度 JIS規格(JISC9901)の規定に基づき事業者が自主的に表示(通常省エネ性マークの色は橙色、省エネ基準を達成している場合はマークを緑色で表示可能)
	PCグリーンマーク 〔(一社)パソコン3R推進協議会〕	パソコン及びディスプレイの設計・製造からリユース・リサイクルに至るまでの環境負荷を包括的に考慮 協会が「PCグリーンラベル基準項目」を設定し、この基準をクリアしたパソコンに表示
	間伐材マーク 〔全国森林組合連合会〕 (日本の森林資源の保続培養・森林生産の増進を図ることを目的とした協同組合)	間伐材を用いた製品に表示。 間伐の推進及び間伐材の利用促進の重要性をPRする
	再生紙使用マーク 〔3R活動推進フォーラム〕 (ごみ減量化のために設立されたNGO)	紙・紙製品等の古紙使用状況に着目 古紙配合率を示す自主的なマーク Rの後の数字は古紙配合率を表す
 グリーンマーク	グリーンマーク 〔(公財)古紙再生促進センター〕	古紙を原料とした紙製品の利用拡大(=古紙の再生利用の意義の認識)と自然環境の保護(=社会環境緑化の推進)を図る
 非木材グリーン協会	非木材紙マーク 〔NPO法人非木材グリーン協会〕	非木材パルプを使用した紙製品を表示認定し、森林保護・育成の観点から草類や海藻などを活用して製品の普及・発展に努めることが目的
 TREE FREE	ツリーフリーマーク 〔(一財)日本環境財団〕	非木材紙原料使用の紙・紙製品の普及が目的 非木材パルプが使用されている用紙に表示
 PETボトル 再生用品	PETボトルリサイクル推奨マーク 〔PETボトルリサイクル推進協議会〕 (PETボトルメーカーやPETボトルの原料樹脂メーカーなどから構成される業界団体)	PETボトルリサイクル品(再生処理フレーク、ペレット)の使用に着目 PETボトルをリサイクルした商品つけられるマーク
 FSC	FSC森林認証 〔森林管理協議会〕 (環境保護団体、森林所有者、先住民族団体等によって設立されたNPO)	製品に使用されている木質材料(木材や紙など)が、適切に管理された森林から合法的に伐り出されたものであることを証明するマーク

2 点検・推進体制

(1) 点検・推進体制の概要

実行計画に基づき、各職場において推進責任者(各所属長)、推進員を中心に取り組み、結果を報告します。そして、取り組みを継続的に行うために、「環境施策の推進を図る組織に関する要綱」に基づき「別府市エコワーク委員会」を設置し、実行状況を点検・評価し、計画内容の見直しを行います。また、この体制の統括者である市長に各職場での取り組み状況等を報告し、公表します。



(2) 温室効果ガス排出量調査

目標年度に向けての達成状況を確認するため、1年に1回、温室効果ガス排出量の調査を行います。各課で所管している施設等を取りまとめ、環境課に報告します。

・報告方法

各課で温室効果ガスを排出している施設を確認します。

エコワーク推進員が、下記の調査シートに使用量を記入し、環境課に報告します。

調査は毎年4～5月に前年度の使用量等を報告します。

調査シート

調査項目		単位	年間値	算定の参考
燃料 使用 量	ガソリン	L		購入量等から積算
	灯油	L		
	軽油	L		
	A重油	L		
	液化石油ガス (LPG)	kg		1m ³ =2kg で計算
	都市ガス	m ³		
電気の使用量		kWh		
熱の供給量		MJ		
車の走行量		km		
HFC-134a 封入カーエアコンの使用		台		
下水処理量		m ³		
し尿処理量		m ³		
浄化槽		人		
化学肥料中窒素量		t		

独自調査項目※		単位	年間値	算定の参考
水の使用量		m ³		
コ ピ ー 用 紙	A 4	枚		
	A 3	枚		
	B 4	枚		
	B 5	枚		
	A 4 換算枚数	枚		

※間接的に地球温暖化に関連があるため

・調査シートの記入の仕方

施設ごとに温室効果ガスの排出量を把握するため、施設ごとに調査シートを作成します。請求書等から各使用量や購入量を確認し、年間値を記入します。

(3) 率先実行チェックシート

率先実行チェックシートは、各職場での取り組みをエコワーク推進員がチェックする自己評価シートです。今回の第4期計画では全ての職場で該当する項目を電気使用量の削減、燃料の削減、用紙・水使用量の削減、3Rの取り組み、グリーン購入の実施の5項目に分け整理しました。一定の職場限定（建設部や契約検査課など）または特定の時期限定（対象施設工事時、対象物品購入時、実施計画策定時、当初予算策定時など）となる項目は6ヶ月に1回チェックする項目として整理します。

【毎月チェックする項目】

実施項目		説明	
電気使用量の削減	1	不要な照明の消灯	市民サービスや業務等に支障のない範囲での消灯（会議室、書庫等）や時間外勤務時の部分消灯に努めたか。
	2	OA機器の節電モードの設定	OA機器等に付属する節電機能を把握し、省エネモードに設定し、ピークシフト機能を活用しているか。
	3	OA機器以外の撤去	業務に関係のない電気機器は撤去したか。
	4	印刷機の活用	コピー枚数が20枚を超える場合に印刷機を使用したか。
	5	階段の利用	3階程度の昇りまたは、降りは原則、階段を利用したか。
	6	冷・暖房の効率化	温度管理（冷房時28℃、暖房時20度）を徹底したか。
燃料の削減	7	公用車の適正運転	エコドライブ（急発進、急加速、急ブレーキ）に留意し、駐停車時はアイドリングストップをしているか。
	8	公用車の適正使用	近距離での外勤では徒歩若しくは、二輪車を使用したか。
	9	ガスの適正使用	温度、使用時間の管理を徹底したか。
用紙・水の削減	10	庁内LAN等の活用	庁内LANの活用やペーパーレス会議システム用タブレットの活用等により用紙の削減ができたか。
	11	ミスコピー等用紙の裏面活用	ミスコピー等用紙の裏面を有効活用できたか。コピー機の周辺にミスコピー等をストックしているか。
	12	水の節約	食器類の洗浄または歯磨きをする際に節水に努めたか。公用車の洗車では溜め水の使用に努めたか。
3Rの取り組み	13	私用ごみの排出防止	マイ箸やマイバックを使用し、庁内に私用ごみを極力排出しないように努めたか。
	14	消耗品等の適正購入	文具、消耗品等の購入に際し、必要量を的確に把握し剰余品を出さなかったか。
	15	分別の徹底	可燃ごみ、不燃ごみ、かん・ビン・ペットボトルは適切に分類しているか。
	16	リサイクルボックスの使用	両面を使用した用紙、再利用できない用紙は、分類してリサイクルボックスに入れているか。
※	17	グリーン購入に関する取り組み	単価契約以外の物品等を購入依頼するとき、グリーン購入調達方針に基づいてグリーン購入対応を考慮したか。

※とは「グリーン購入の実施」

【6ヶ月に1回チェックする項目】

実施項目		説明	
建築時等の配慮	1	省エネ設備機器の導入や転換	建築物の建設または改修にあたっては、省エネ設備機器の導入や転換に努めたか。
	2	地域環境の保全への配慮	建築物の建築または更新にあたっては、周辺の自然環境や景観、歴史的環境などに配慮しているか。
	3	自然の採光並びに換気の採用	建築物の更新においては自然採光や自然換気などの活用を図っているか。
	4	適切な公害防止施設の設置・使用	ボイラー等ばい煙発生施設の設置に当たり環境への負荷がより少ない燃料を使用する機種を導入しているか。
施設の適正管理	5	施設の適正管理（照明）	LED電球等の省エネ型照明や人感センサー対応型照明の導入に努めたか。
	6	施設の適正管理（照明以外）	高効率なOA機器、家電製品、空調機、給湯等の省エネ設備機器への転換に努めたか。
	7	その他の管理（低公害車の導入）	クリーンエネルギー自動車、低燃費かつ低排出ガスの導入に努めたか。
	8	その他の管理（水の利用）	節水機器の導入に努めたか。
	9	その他の管理（緑化）	壁面または屋上緑化等の計画的な推進に努めたか。
	10	その他の管理	省エネルギー診断等の活用に努めたか。
グリーン購入の実施	11	納入印刷物の適正購入	印刷物の発注時にグリーン購入調達方針を考慮し購入したか。
	12	機器・OA機器・家電製品の適正購入	国際エネルギースターやエコマーク等を参考にして、環境に配慮した製品を購入したか。
	13	制服・作業服等の適正購入	グリーン購入調達方針対応物品を優先的に購入したか。
	14	工事設計・建築資材への環境配慮	仕様・設計にグリーン購入調達方針の基準を採用するなど環境に配慮したか。
イベント時の配慮	15	室内での温度管理の徹底	室内での温度管理を一定にするために冷暖房の設定を調節することを徹底させるよう検討したか。
	16	既存施設・設備の利用、物品の再利用	既存施設・設備を優先的に利用するよう検討したか。必要な物品は今までの使用したものを再利用するよう努力したか。
	17	印刷物の削減	できるだけポスター等は印刷に頼らず、ホームページやメールなどの電子媒体、テレビやラジオなどのメディアを活用するよう検討したか。
	18	公共交通機関の活用	公共交通機関の活用を検討したか。
	19	マイバッグ、マイ食器の利用	参加者がマイバッグ、マイ食器の使用をできるよう検討したか。
	20	ごみの持ち帰りの推進、ごみの分別	参加者によるごみの持ち帰りを検討したか。また、会場にごみ箱を設置する場合には可燃ごみ、不燃ごみ、かん・ビン・ペットボトルに分類できるよう配慮したか。

評価の段階

(目安)

評価	A・・・4点	完全に実行した。	(100%)
	B・・・2点	実行した。	(50%以上)
	C・・・0点	実行しなかった。	(50%以下)
	該当なし		

【チェックシート様式】

課名						推進責任者	推進員
						印	印
実施項目		評価（該当欄に1を入力する）				改善策・その他	
		A	B	C	該当なし		
電気使用量の削減	1	不要な照明の消灯					
	2	OA機器の節電モードの設定					
	3	OA機器以外の撤去					
	4	印刷機の活用					
	5	階段の利用					
	6	冷・暖房の効率化					
燃料の削減	7	公用車の適正運転					
	8	公用車の適正使用					
	9	ガスの適正使用					
用紙・水の削減	10	庁内LAN等の活用					
	11	ミスコピー等用紙の裏面活用					
	12	水の節約					
3Rの取り組み	13	私用ごみの排出防止					
	14	消耗品等の適正購入					
	15	分別の徹底					
	16	リサイクルボックスの使用					
※	17	グリーン購入に関する取り組み					
評価						点	

※とは「グリーン購入の実施」

課名						推進責任者	推進員
						印	印
実施項目		評価（該当欄に1を入力する）				改善策・その他	
		A	B	C	該当なし		
建築時等の配慮	1	省エネ設備機器の導入や転換					
	2	地域環境の保全への配慮					
	3	自然の採光並びに換気の採用					
	4	適切な公害防止施設の設置・使用					
施設の適正管理	5	施設の適正管理（照明）					
	6	施設の適正管理（照明以外）					
	7	その他の管理（低公害車の導入）					
	8	その他の管理（水の利用）					
	9	その他の管理（緑化）					
	10	その他の管理					
グリーン購入の実施	11	納入印刷物の適正購入					
	12	機器・OA機器・家電製品の適正購入					
	13	制服・作業服等の適正購入					
	14	工事設計・建築資材への環境配慮					
イベント時の配慮	15	室内での温度管理の徹底					
	16	既存施設・設備の利用、物品の再利用					
	17	印刷物の削減					
	18	公共交通機関の活用					
	19	マイバッグ、マイ食器の利用					
	20	ごみの持ち帰りの推進、ごみの分別					
		評価					点

・チェックシートの記入並びに報告の流れ

- ① 共通様式ー環境課フォルダ内にある各課のチェックシートを呼び出し、項目に合わせて1カ月に1回または6ヶ月に1回入力を行う。
- ② 入力に当たっては各取組状況を総合的に判断して、チェックシートの各評価枠（A・B・C）のうち該当する枠に1を入力する。該当しない場合には該当なしに1を入力する。
- ③ 評価点が表示されれば上書き保存する。
- ④ チェックシートの内容は更新時に必ず各課の推進責任者に報告する。
- ⑤ 推進責任者は各項目を評価し、各職員に必要な事項を指示・指導を行う。
- ⑥ 毎年度各課の集計、入力状況をエコワーク委員会並びに幹事会で報告します。

～資料～

1 温室効果ガスの原因別の算出計数

【二酸化炭素】

排出原因		単位	第3期	第4期
燃料の使用	ガソリン	kg-CO ₂ /L	2.322	2.322
	灯油	kg-CO ₂ /L	2.489	2.489
	軽油	kg-CO ₂ /L	2.585	2.585
	A重油	kg-CO ₂ /L	2.710	2.710
	液化石油ガス (LPG)	kg-CO ₂ /kg	2.999	2.999
	都市ガス	kg-CO ₂ /m ³	2.160	2.160
電気の使用量 (九州電力)		kg-CO ₂ /kWh	0.525	0.613
熱の供給量		kg-CO ₂ /MJ	0.057	0.057

※電気の使用に伴う二酸化炭素排出係数については、「電気事業者別のCO₂排出係数－2013年度実績－」（環境省、平成26年12月5日公表）から引用。

【メタン】CH₄の排出量に温暖化係数25をかけてCO₂に換算する。

排出原因		単位	第3期	第4期	
自動車の走行量	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車	kg-CH ₄ /km	0.000010	0.000010
		軽乗用車	kg-CH ₄ /km	0.000010	0.000010
		普通貨物車	kg-CH ₄ /km	0.000035	0.000035
		小型貨物車	kg-CH ₄ /km	0.000015	0.000015
		軽貨物車	kg-CH ₄ /km	0.000011	0.000011
		特種用途車	kg-CH ₄ /km	0.000035	0.000035
	バス	kg-CH ₄ /km	0.000035	0.000035	
	軽油	普通・小型乗用車	kg-CH ₄ /km	0.000002	0.000002
		普通貨物車	kg-CH ₄ /km	0.000015	0.000015
		小型貨物車	kg-CH ₄ /km	0.0000076	0.0000076
特種用途車		kg-CH ₄ /km	0.000013	0.000013	
バス	kg-CH ₄ /km	0.000017	0.000017		
下水処理量		kg-CH ₄ /m ³	0.00088	0.00088	
し尿処理量		kg-CH ₄ /m ³	0.038	0.038	
浄化槽		kg-CH ₄ /人	0.59	0.59	

【一酸化二窒素】 N₂O の排出量に温暖化係数 298 をかけて CO₂ に換算する。

排出原因		単位	第3期	第4期	
自動車の走行量	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車	kg-N ₂ O/km	0.000029	0.000029
		軽乗用車	kg-N ₂ O/km	0.000022	0.000022
		普通貨物車	kg-N ₂ O/km	0.000039	0.000039
		小型貨物車	kg-N ₂ O/km	0.000026	0.000026
		軽貨物車	kg-N ₂ O/km	0.000022	0.000022
		特種用途車	kg-N ₂ O/km	0.000035	0.000035
	バス	kg-N ₂ O/km	0.000041	0.000041	
	軽油	普通・小型乗用車	kg-N ₂ O/km	0.000007	0.000007
		普通貨物車	kg-N ₂ O/km	0.000014	0.000014
		小型貨物車	kg-N ₂ O/km	0.000009	0.000009
特種用途車		kg-N ₂ O/km	0.000025	0.000025	
バス	kg-N ₂ O/km	0.000025	0.000025		
下水処理量		kg-N ₂ O /m ³	0.00016	0.00016	
し尿処理量		kg-N ₂ O /m ³	0.00093	0.00093	
浄化槽		kg-N ₂ O /人	0.023	0.023	
化学肥料中窒素量		kg-N ₂ O /t	9.74	9.74	

【ハイドロフルオロカーボン】HFC-134a の排出量に温暖化係数 1,430 をかけて CO₂ に換算する。

排出原因	単位	第3期	第4期
HFC-134a 封入カーエアコンの使用	Kg-HFC/台	0.010	0.010

※HFC は物質群の総称であり、個々の物質により地球温暖化係数が異なります。本計画ではカーエアコンに封入されている HFC として代表的な HFC-134a を対象とします。

【地球温暖化係数】

温室効果ガスである物質	第3期	第4期
二酸化炭素 (CO ₂)	1	1
メタン (CH ₄)	21	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	310	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a)	1300	1430

2 温室効果ガス排出量の算定方法について

① 温室効果ガスの種類ごとの算定方法

$$\boxed{\text{各使用量}} \times \boxed{\text{各排出係数}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{排出量 (ガス別換算)} \\ \text{単位 : kg-CO}_2, \text{kg-CH}_4 \text{ 等} \end{array}}$$

電気の使用量が 23,007,426 kwh のとき $23,007,426 \text{ kwh} \times 0.613 \text{ kg-CO}_2/\text{kwh} = 14,103,552 \text{ kg-CO}_2$

し尿処理量が 25,602 L のとき

$25,602 \text{ L} \times 0.038 \text{ kg-CH}_4/\text{m}^3 = 972.876 \text{ kg-CH}_4$

$25,602 \text{ L} \times 0.00093 \text{ kg-N}_2\text{O}/\text{m}^3 = 23.80986 \text{ kg-N}_2\text{O}$

② 各ガスから CO₂ への換算

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{排出量 (ガス別換算)} \\ \text{単位 : kg-CO}_2, \text{kg-CH}_4 \text{ 等} \end{array}} \times \boxed{\text{各ガスの地球温暖化係数}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{排出量 (CO}_2 \text{ 換算)} \\ \text{単位 : kg-CO}_2 \end{array}}$$

$14,103,552 \text{ kg-CO}_2 \times 1 = 14,103,552 \text{ kg-CO}_2$

$972.876 \text{ kg-CH}_4 \times 25 = 24,322 \text{ kg-CO}_2$

$23.80986 \text{ kg-N}_2\text{O} \times 298 = 7,095 \text{ kg-CO}_2$ } $31,417 \text{ kg-CO}_2$

3 2013年度（基準年度）の温室効果ガス排出量

基準年度となる2013年度の燃料使用量等を各排出係数で再計算した結果、第4期計画の基準値は17,104t-CO₂になります。本計画ではこの数字が基準値になります。

項目		単位	2013年度 (平成25年度) 使用量	第3期基準 排出量 (kg-CO ₂)	第4期基準 排出量 (kg-CO ₂)
燃料 の 使 用	ガソリン	L	118,081	274,144	274,144
	灯油	L	61,697	153,594	153,594
	軽油	L	80,272	207,503	207,503
	A重油	L	99,916	270,735	270,735
	液化石油ガス (LPG)	kg	15,974	47,906	47,906
	都市ガス	m ³	352,660	761,746	761,746
	排出量の合計	-	-	1,715,628	1,715,628
電気の使用量 (九州電力)		kWh	23,007,426	12,078,899	14,103,552
熱の供給量		MJ	498,408	28,409	28,409
車の走行量		km	1,367,039	10,328	10,015
HFC-134a 封入カーエアコンの使用		台	200	2,600	2,860
下水処理量		m ³	16,056,530	1,093,129	1,118,819
し尿処理量		m ³	25,602	27,811	31,417
浄化槽		人	4,285	83,643	92,573
化学肥料中窒素量		t	0	1,208	1,161
合計			-	15,041,655	17,104,435

別府市環境施策の推進を図る組織に関する要綱

制定	平成14年4月18日 別府市告示第77号
改正	平成17年4月1日 別府市告示第82号
	平成20年4月17日 別府市告示第145号
	平成25年4月26日 別府市告示第176号
	平成29年3月10日 別府市告示第84号
	平成31年3月29日 別府市告示第116号
	令和元年9月30日 別府市告示第395号
	令和2年3月23日 別府市告示第93号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別府市環境基本計画（以下「基本計画」という。）が定める「望ましい環境像」の実現を目指し、環境施策の推進を図るための組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(エコワーク委員会の設置)

第2条 環境施策の推進を図る組織として、別府市エコワーク委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画の推進を図るための実施計画の策定及びその進行管理に関すること。
- (2) 市が事業者又は消費者として環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画である率先実行計画の策定及びその進行管理に関すること。
- (3) その他基本計画の推進に関すること。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員会に属すべき委員長、副委員長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係職員等の出席を求めることができる。

(エコワーク幹事会の設置)

第7条 委員会は、第3条各号に定める所掌事務を処理するに当たり、当該所掌事務を補助するため、委員会に別府市エコワーク幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

(幹事会の組織)

第8条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事会に属すべき幹事長及び幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事会の会議)

第9条 幹事長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

2 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係職員等の出席を求めることができる。

(庶務)

第10条 環境施策推進組織の庶務を処理するため、生活環境課に事務局を置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、環境施策の推進を図る組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成14年4月18日告示第77号）

この要綱は、平成14年4月18日から施行する。

附 則（平成17年4月1日告示第82号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月17日告示第145号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年4月26日告示第176号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年3月10日告示第84号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第116号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日告示第395号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日告示第93号）

この要綱は、別府市役所事務分掌条例の一部を改正する条例（令和元年別府市条例第45号）の施行の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

委員長	市民福祉部長
副委員長	総務部長
委員	企画戦略部長
	観光・産業部長
	公営事業部長
	いきいき健幸部長
	建設部長
	市長公室長
	防災局長
	議会事務局長
	教育部長
	消防長
	上下水道企業管理者

別表第2（第8条関係）

部等	課	備考
総務部	総務課長	
	契約検査課長	
企画戦略部	財政課長	
観光・産業部	観光課長	
	温泉課長	
	産業政策課長	
	農林水産課長	
市民福祉部	生活環境課長	幹事長
いきいき健幸部	健康推進課長	
建設部	都市計画課長	
	都市整備課長	
	公園緑地課長	
	施設整備課長	
防災局	防災危機管理課長	
教育部	教育政策課長	
消防本部	庶務課長	
上下水道局	総務課長	